

インドにおける直近の会計・監査関連制度 および主要な制度変更の概要

(2017年3月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

チェンナイ事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）チェンナイ事務所が現地会計事務所 KPMG に作成委託し、2017 年 3 月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび KPMG は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび KPMG が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・チェンナイ事務所
E-mail：INC@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

目次

| | |
|----------------------------|---|
| I. 直近の会計・監査関連制度変更の概要 | 1 |
| 1. IFC（インド版内部統制報告制度） | 1 |
| 2. MFR（監査人強制ローテーション） | 2 |
| 3. IND-AS(インド版 IFRS) | 3 |
| II. 主要な制度変更..... | 4 |
| 1. GST（物品サービス税） | 4 |
| 2. SSA（日印社会保障協定） | 5 |

インドにおける直近の会計・監査関連制度および主要な制度変更の概要

インド経済は、米国の保護主義化、Brexit と独仏の保護主義化リスク、アジアにおける中国主導の RCEP（東アジア地域包括的経済連携）等のグローバル経済の影響を受けつつも、生産拠点としてだけでなく、中低所得者層の底上げによる国内経済の向上を目指しています。インドのマクロ経済の外観として、グローバル経済の影響や、高額紙幣の廃止等の影響を受けつつも 2016 年度は 7% 程度の GDP 成長率が見込まれ、2017 年度も 6% 後半から 7% 台の引き続き高い成長率が見込まれています。モディ政権におけるメイク・イン・インド（Make in India）政策の継続に加え、デジタルエコノミーの推進や外国投資促進委員会（FIPB：Foreign Investment Promotion Board）の廃止等、ビジネス環境の整備（Ease of Doing Business）に向けて、各種規制の改正が積極的に行われています。

本レポートにおいては、インドにおける直近の会計・監査関連制度および主要な制度変更の概要について、下記の事項を中心に解説します。

- ① 制度概要
- ② 制度の目的
- ③ 適用時期
- ④ 日系企業への影響

I. 直近の会計・監査関連制度変更の概要

1. IFC（インド版内部統制報告制度）

① 制度概要

IFC（Internal Financial Control）は、インド版の内部統制報告制度で、財務諸表の信頼性確保のため、適正な財務諸表作成の前提である内部統制を評価、監査対象とする制度です。日本においては、既に 2009 年 3 月期より導入されています。

日本の内部統制報告制度が、財務報告にかかわる内部統制を対象にしているのに対し、IFC においては、上場会社に関して、業務の効率性、品質管理棟、財務報告にかかる内部統制以外にも対象範囲とされています。

また、日本の内部統制報告制度が上場会社等を対象としているのに対し、IFC は、インドで設立されたすべての会社を対象となっており、プロジェクトオフィスも対象となっています。

これに加えて、日本の内部統制監査制度がマネジメントの内部統制評価結果を監査対象としているのに対し、IFC は内部統制そのものを評価対象としているのが特徴といえます。

② 制度の目的

財務諸表の信頼性確保という内部統制評価監査制度の本来的な目的に加えて、IFCにおいては、不正および誤謬の防止と、発見にかかわるコントロールの確立が重要視されているのが特徴といえます。

③ 適用時期

2016年3月期より適用となっています。

④ 日系企業への影響

制度対応のための内部コスト、監査コストの増加が見込まれる一方、インドにおける課題に対して、IFCは、企業運営に下記のようなメリットをもたらすことが見込まれます。

- (1) ガバナンス強化：倫理観の構築等
- (2) 説明責任の明確化：企業全体の見える化等
- (3) 大きな視点によるコントロールの設定：自動化によるマニュアルエラーの削減等
- (4) コントロールの合理化と標準化：効率的な企業運営等
- (5) 継続的な保証：企業運営の有効性の確保等
- (6) 逸脱や不正防止：想定外事項の減少等

2. MFR（監査人強制ローテーション）

① 制度概要

MFR（Mandatory Firm Rotation）は、会計監査人を強制的に変更する制度です。これに基づき、会計監査人は5年を限度に変更する必要があります。しかし、会計監査人が法人の場合は2期（最大10年）まで継続可能となっています。

5年間のクーリング・オフ期間が設けられており、その間は、再度、会計監査人になることはできません。

現状、原則として、すべての会社が適用対象となっていますが、銀行、保険会社は対象外とされています。

② 制度の目的

会計監査人の独立性を保持、財務諸表に対する利害関係者の信頼性の確保を目的とする制度です。

③ 適用時期

2014年4月より適用開始ですが、3年間の猶予期間が設けられているため、2017年3月期までに対応を終え、その後、継続適用されることとなります。具体的には、最初に適用になる企業は、2018年3月期より、会計監査人の変更が必要となります。

④ 日系企業への影響

強制的に会計監査人が変更となるため、親会社の連結レポーティングパッケージの監査対象会社は、後任監査人との連携確保や、連結監査における品質確保のための内部ルール等（例えば、一定の重要性のある連結子会社については、会計監査人は、BIG4 とよばれる大手会計事務所から選定する等）がある場合があり、特別な留意が必要となります。

3. IND-AS(インド版 IFRS)

① 制度概要

IND-AS とは、IFRS (International Financial Reporting Standards、国際財務報告基準) と共通化したインド会計基準のことを指します。IFRS は、国際会計基準審議会 (IASB) によって設定された、国際的に共通化された会計基準です。現行の Indian Accounting Standards も、引き続きインド会計基準として存続することになっています。

② 制度の目的

IND-AS 導入の目的は、他国の IFRS の導入の目的と同じく、経済のグローバル化による企業活動の拡大の中で、同一の会計基準で作成された財務諸表により、比較可能性を確保することにあります。

つまり、インド企業がグローバルに活動するための基礎を構築し、海外からの投資を行いやすい環境を整えることにあります。

③ 適用時期

2017年3月期より会社規模に応じて順次適用となります。

フェーズ1：2017年3月期より強制適用

- 上場会社：純資産 50 億インドルピー以上
- 非上場会社：純資産 50 億インドルピー以上

フェーズ2：2018年3月期より強制適用

- 上場会社：純資産 50 億インドルピー未満含むすべて
- 非上場会社：純資産 25 億インドルピー以上

④ 日系企業への影響

日系企業への影響として、まず、適用のためのリソース、ナレッジの確保が必要となります。自社リソースが十分に無いことも想定されますので、その場合は外部リソースの選定、活用が課題となります。

また、レポーティングパッケージの作成等の教育や、IT システム対応等のコストも考慮する必要があります。

直接的な影響として、IND-AS の適用により、財務数値への影響が想定され、同時に管理数値への影響も想定されますので、各種管理数値等の見直しが必要となります。また、各種契約等において、財務数値にかかわる条項がある場合、例えば、一定の財務状況に該当した場合には、即時に借入金の返済を求められる財務制限条項があるような場合には、その影響を事前に分析し、事前に条項の見直しを交渉する必要がある場合も考えられます。

II. 主要な制度変更

1. GST (物品サービス税)

① 制度概要

GST (Goods and Services Tax, 物品サービス税、統一間接税) は、企業の業態や州ごとに異なっていた複雑な間接税制度を統合し、税制に対応するために必要となっていた種々の手間とコストを廃止し、統一する税制度です。

② 制度の目的

この GST の導入により、間接税の簡素化がなされ、また、企業運営の効率化が図られることが見込まれています。例えば、州間の取引に課される中央販売税 (CST : Central Sales Tax) を避けるために、州ごとに製品倉庫を設けるような実務が行われている場合があります。しかし、GST 導入後は、一定の拠点ごとに倉庫を集約すること等により、物流コストおよび在庫量の効率化により、結果として運転資金の効率化を達成できることとなります。

③ 適用時期

当初、2017 年 4 月 1 日導入の見込みとされていましたが、現在は、2017 年 7 月 1 日の導入の可能性が高いといわれています。当初の導入時期が繰り返し延期されていることから、2017 年 7 月 1 日の導入も危ぶむ声もありますが、GST 法案に関する、核となる IGST、CGST、CGST および補償に関する法律がほぼ成立していることを考えれば、各企業の関心が高い個別製品群ごとの税率が未確定であっても、2017 年 7 月 1 日からの導入の可能性が高いと考えられます。

④ 日系企業への影響

長期的には、上記の制度目的の達成により、コンプライアンス対応コスト、税対応のための不合理なコスト、クレジットが取れないことによるコスト等、多くのコストが効率化されることにより、企業運営の効率化が図られると考えられます。

一方で、短期的には、GST 導入対応のために、内部リソースの投入や外部コンサルタントの利用、IT システム対応、人材教育の必要性等によるコスト負担が見込まれます。また、GST のスキームより、最終的にはクレジットが取れるものでも一時的にはキャッシ

キャッシュフローが増大するため、それに備えた資金の手当てや運転資本の充実が必要となります。

2. SSA（日印社会保障協定）

① 制度概要

SSAとは、日印社会保障協定（Social Security Agreement）のことで、年金制度への強制加入の法令の適用について両国間の調整を行い、両国の法律が同時に適用されることがないようにするものです。2012年11月16日に署名され、2016年10月1日より発効しました。日本にとって16ヶ国目、インドにとって17ヶ国目の協定の締結となっています。

インドにおける社会保険料拠出率（駐在開始時期による相異）

2014年8月31日までに駐在開始の場合

| | PF *拠出料率(%)*** | EPS** 拠出料率(%)*** | Total |
|--------------|----------------|------------------|---------------|
| 雇用者負担分 | 3.67% | 8.33% | 12.00% |
| 従業員負担 | 12.00% | NIL | 12.00% |
| Total | 15.67% | 8.33% | 24.00% |

2014年9月1日以降に駐在開始の場合

| | PF 拠出料率(%) | EPS 拠出料率(%) | Total |
|--------------|---------------|-------------|---------------|
| 雇用者負担分 | 12.00% | NIL | 12.00% |
| 従業員負担 | 12.00% | NIL | 12.00% |
| Total | 24.00% | NIL | 24.00% |

* PF: Provident Fund

** EPS: Employees' Pension Scheme

*** 給与に対する比率

② 制度の目的

企業活動の国際化に伴う、年金に関する課題解決のための制度であり、これにより社会保険料の二重払いが解消されます。

③ 適用時期

日印社会保障協定は、2016年10月1日に発効しています。各メリットの適用を受けるためには、各手続きの実施が必要となっています。

④ 日系企業への影響

(1) インド年金制度への加入免除

- 派遣期間が 5 年以内の駐在員の場合、日本国内の事業主を通じて Certificate of Coverage (CoC：適用証明書) の交付申請、日本年金機構が同証明書を発行することで、インドでの社会保険料拠出は免除されます。
- この結果、会社人件費負担が削減され、追加の人員の派遣等のインド子会社運営へプラスの効果があります。

(2) インド拠出済み社会保険料の払い戻し

- 駐在期間終了後、拠出済み社会保険料の払い戻しを申請することができるようになりました。
- 手続きとしては、対象者をリストアップ、申請書類を準備し、PF (Provident Fund：準備基金) 当局に提出することになります。
- 払戻額の取り扱いについては、一義的には還付を受ける従業員本人に帰属するものです。しかし、本来は企業がインドで必須とされていた PF 制度に対応するために、通常全額を負担しているという経緯があることから、還付金額の取り扱いに関する合意が必要になります。

(3) インドでの個人所得税申告

- 社会保険料の払い戻しの申請は、インド源泉所得として、インドでの個人所得税申告が必要となります。これは、納税額の有無にかかわらず申告が必要となるため、申告のための作業負担が発生することになります。

(4) 監査報告書への影響

- 手当て名目による支払い給与や日本払い給与を、保険料算出のベースに含めていなかった場合については、PF 拠出義務の履行が完全でない事を起因とした監査差異として認識されていました。しかし、これは今後解消されることが見込まれています。

以上、上記の各種規制は、執筆時点のもので、改定が行われることも十分想定されます。インドにおいては、継続的に規制の変更と現状を確認し、制度概要、制度の目的、適用時期と、自社への影響に注意を払う必要があります。

以上